

# 金石西地区防災まちづくり協定

地区施設整備計画の名称	金石西地区防災まちづくり計画	
地区施設整備計画の対象となる区域	金石西1丁目の一部、2丁目、3丁目及び4丁目	
地区施設整備計画の対象となる面積	約 29.7 ha	
地区施設整備計画の目標年次	平成35年(2023年)	
災害に強い都市整備の目標	<p>本地区は、金沢市北西部に位置し、旧来のまちなみを残した地区であるため、幅員の狭隘な道路及び老朽化の激しい建物などが多く密集しているなど、地震をはじめとする災害に強いまちづくりが早急に求められている地区である。</p> <p>このため、災害時の避難及び消防活動などに資する防災機能を確立するとともに、良好な住環境の形成を図り、安全で住み良いまちづくりを実現することを目標とする。</p>	
災害に強い都市整備の方針	<p>(1) 災害時でも安全で安心な道路機能の確保を図る。</p> <p>(2) 地域住民相互の防災体制の強化を図る。</p> <p>の二つを基本方針とする活力あるまちづくりを目指す。</p>	
その他災害に強い都市整備を推進するために必要な事項	壁面の位置の制限	<p>準幹線道路(幅員6m)及び主要な道路(幅員4m)沿道では、それぞれの道路の幅員を確保するため、建築物の外壁又はこれに代わる柱、門若しくは塀を後退させること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・準幹線道路(幅員6m)・・・(道路中心線を基準とする。)</li> <li>・主要な道路(幅員4m)・・・(道路中心線を基準とする。)</li> <li>・道路で交差角が120度未満の場合の隅切線(辺長2m)</li> </ul>
	建築物等の形態又は意匠の制限	出窓、軒その他これらに類するものは、壁面の位置の制限で定められた敷地の範囲内に納めること。
	垣又はさくの構造の制限	道路に面して垣又はさを設ける場合は、原則として生け垣とする。
	工作物の設置の制限	壁面の位置の制限で定められた敷地の範囲には、工作物を設置してはならない。
	その他	<p>当該地域の住民は、</p> <p>(1) 防災活動への協力</p> <p>(2) 自主防災活動の実施</p> <p>に、努めなければならない。</p>
地区施設の整備	<p>(1) 防災道路の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・幹線道路(幅員8m)の道路整備</li> <li>・準幹線道路(幅員6m)の道路改良</li> <li>・主要な道路(幅員4m)の道路改良</li> <li>・防災道路相互の交差点(隅切)の改良</li> </ul> <p>(2) 防火水槽の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震型防火水槽(40t級)の設置</li> </ul> <p>(3) 防災広場の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災倉庫の設置及び防災資機材等の配備</li> <li>・耐震型防火水槽(40t級)の設置</li> </ul>	

●この防災まちづくり計画に基づいて、金沢市における災害に強い都市整備の推進に関する条例第20条第1項の規定により、平成18年4月7日に地区住民等と金沢市長とで防災まちづくり協定を締結しました。